

令和 3 年 8 月 16 日現在

機関番号：32620

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K04705

研究課題名(和文) インドにおける無償義務教育法の施行とその社会的効果に関する教育制度学的分析

研究課題名(英文) Institutional Analysis of Enforcement Process and Social Effectiveness of Right to Education Act in India

研究代表者

牛尾 直行 (Ushio, Naoyuki)

順天堂大学・スポーツ健康科学部・先任准教授

研究者番号：10302358

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)： RTE法に関する研究；RTE(2009)法について、その成立経緯と法内容、または同法施行令(Rules)との関係などから、どのような法制度内容を有しているのかを明らかにした。RTE(2009)法は日本における学校教育法と比較すると、対象とする学校の範囲は狭いが、多岐にわたる内容を規定する法令であることが明らかとなった。

RTE法施行の実態に関する研究；数次の現地調査により、RTE(2009)法施行から10年近く経過した2010年代後半の同法施行の実態について解明した。一般の公立学校における就学状況、25%ルールを適用する私立学校での受け入れ、留年制度などに着目し、詳細を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究結果の学術的・社会的意義としては、第一に2000年代に入ってから本格的に基礎教育の普及と充実をはかろうとするインドがどのような法制と実際の制度運用でそれを実現しようとしてきたのか、その一端を明らかに出来たこと。第二にはRTE法が施行され数年経ち、同時にSSAなどの就学奨励策との相乗効果によりインドの義務教育制度は補強・補完されてきた実態を説明することができたことである。第三には貧困層の教育機会について着目して制度分析を実施したことにより、義務教育法を社会的弱者層の教育機会保障という視点から分析・考察したことである。

研究成果の概要(英文)： 1. Research on RTE Act ; Regarding RTE Act(2009), I clarified what kind of legal system it has from the background of the enforcement and the content of the Act, or the relationship with the Act enforcement ordinance. Compared to the School Education Act in Japan, RTE (2009) Act has a narrower scope of schools, but it is a law that regulates a wide range of Education and Schools.

2. A study on the actual state of enforcement of the RTE law; several field surveys have clarified the actual state of enforcement of the law in the latter half of the 2010s, nearly 10 years after the enforcement of the RTE (2009) law. As a representation of the actual state of enforcement, enrollment status in general government schools, acceptance of children in private schools to which the 25% reservation seats rule is applied, education for children with disabilities and homeschooling, No detention system, financial burden of central and local governments, etc. are clarified the details.

研究分野：教育制度学

キーワード：インド 義務教育法 RTE2009 法施行の実態 社会的弱者層

1. 研究開始当初の背景

インドでは独立後憲法第 45 条で無償義務教育を提供する政府の努力義務を規定したが、独立後 60 年間余、その規定は実質的に機能せず、特に貧困層や被差別階層といった社会的弱者層に十分に無償義務教育が提供されてきたとは言えなかった。しかし、2002 年に憲法第 21A 条（教育への権利）が国民の基本権として新設され、その実施法である無償義務教育に関する子どもの権利法（以下、RTE 法と略）が 2009 年に成立・2010 年に施行された。しかし、RTE 法の社会的効果に関する研究は、日本においてはまだ断片的で少ない。RTE 法は、義務制の規定と運用、学校認可の手続き、カリキュラムと学習の質保障、教員資格と数の確保、中央と州の法施行のための財政的負担割合、社会的弱者層の教育機会補償、障害児の就学などの様々な重要な論点を提示しているが、いまだにこの無償義務教育実施法の教育制度学的分析が詳細に行われているとはいいがたい。また一方では、日本でも「子どもの貧困」が拡大するなか、様々な条件に置かれている子どもにどのような補償的措置が必要かを検討する必要がある、インドにおける RTE 法による社会的効果を教育制度学的に検討することは日本社会にとっても意味のあることである。

2. 研究の目的

インドで 2010 年に施行された RTE 法は、独立後インドのほぼ全域をカバーする初の無償義務教育法であり、インドの義務教育制度のみならず、インド社会全体に大きな影響を及ぼしている。

本研究では、この RTE 法の法規定と制度的変化を中心にその社会的効果をマクロ的視点（就学の増加・就学率の上昇、各州の動向）とミクロ的な視点（社会的弱者層への学籍留保・障害児のインクルージョン・原級留置と成績評価）の両面から教育制度学的に分析することを目的とした。このことは、現代日本の義務教育制度に関わる様々な論点（公私間格差・学力評価と保障・子どもの貧困問題等）への様々な示唆を得られ、日本の教育制度改革構想に寄与するものとなる。

3. 研究の方法

（1）研究課題

研究課題の最も大きなものは、前述したように RTE 法の運用とその制度実態の調査分析である。RTE 法は従来までの基礎教育普遍化政策である SSA 等の「教育の普遍化政策」と連携・調整をしながら、どのように運用され、機能しているのか。その際に、RTE 法のどのような法規定とその運用が、多様な階層・文化に分かれた国民のニーズに対応できるのか、または齟齬を生じるのかを明らかにした。そのために、法制度面の検証とともに、実際の学校や教師への調査、教育系 NGO への調査、各種報告書の分析、新聞記事の分析などを行った。

その中でも、特に社会的弱者層と呼ばれる、低カースト層、低所得者層、障害者など従来十分に

義務教育制度の枠内に包摂されてこなかった集団の義務教育について着目した。彼らは法的に基礎教育を受けることを義務化されても就学できるとは限らないし、小学校におけるドロップアウトも多い。RTE法の教育機会保障・補償戦略に着目しながら、法・制度・運用・実態の四側面から研究を進めた。

(2) 研究計画の実施

平成 29 年度：・2 度のインド現地調査を実施するに先立ち、RTE 法関係の英文文献を収集・解析に着手。・8 月にタミルナードウ州都チェンナイ、デリーの 2 カ所で現地調査。・9 月、日本南アジア学会第 30 回全国大会（東洋大学）において、日本語自由論題「インド都市部における RTE 法施行と市立幼稚園の入園競争」を発表。・11 月、日本教育制度学会大 25 回大会（東北大学）において、自由研究発表「インド RTE 法制下における就学継続と学業成績」を発表。・12 月～1 月にタミルナードウ州都チェンナイで現地調査。・年度後半に、調査事項などから RTE 法の施行とその社会的背景に関する教育制度論的視点を整理。

平成 30 年度：・8 月、デリー、チェンナイ、ウーティにて現地調査。・11 月、日本教育制度学会大 26 回大会（神戸大学）において、自由研究発表「インドにおける RTE 法施行と NGO の補完的役割」を発表。・上記以外の時期は、RTE 法と同ルールの翻訳に従事。

令和元年度：・6 月、日本比較教育学会第 55 回大会（東京外国語大学）において、自由研究発表「インドにおける無償義務教育に関する子どもの権利法（RTE2009）の改正とその社会的背景」を発表。・8～9 月、チェンナイに加え、ケララ州カリカットで現地調査。

令和 2 年度：・元々は 3 年間の科研だった本科研の、令和元年度最後に予定していた調査を新型コロナウイルスの影響で実施できなかったため、令和 2 年度まで延長。しかし、令和 2 年度も現地調査を実施できず。国内で、主に日本の「子どもの貧困」問題研究とケララ州における義務教育制度研究に従事した。

4. 研究成果

本科研の成果として、(1)RTE(2009)に関する研究、(2) RTE(2009)の施行・社会的効果に関する研究と実態調査、(3) その他の研究成果と今後の展望に分けて記述する。

(1) RTE (2009) に関する研究

ア. RTE(2009)の成立と逐条解説： RTE (2009) は第 1 章序文、第 2 章無償義務教育の権利、第 3 章政府と地方当局と親の義務、第 4 章学校と教師の責任、第 5 章カリキュラムと基礎教育の修了、第 6 章子どもの権利の保護、第 7 章その他の計 39 章からなる、ほぼ全インドをカバーする無償義務教育法である。全条文の翻訳と解釈に取り組んだ。また、RTE Rules(2010)の全文訳にも取り組んだ。Rules(2010)も学校運営委員会や中央/地方政府の責任、学校と教師の責任、教師の資格、

子どもの権利の保護のための組織などを規定している 31 条にわたる施行令である。

イ. RTE(2009)の成立までの経緯の分析：19 世紀末からのインドにおける義務教育実施の歴史的・法制度的展開の概略をまとめた。1893年バローダ藩王国のアムレリ地区の男子に義務教育が導入され、1906年にはバローダ藩王国の他地域にも義務教育が拡大されたことをはじめとして、独立期に至るまで数多くの義務教育実施の試みがあったことを明らかにした。独立後成立したインド共和国憲法 45 条では、州政策の原則として州は本憲法施行後 10 年以内に 14 歳を終えるまでのすべての子どもに無償義務教育を提供するよう努めることを規定した。2000年代に入ってから義務教育法制定が中央議会で議論されるに至った前段として、1990 年代の初等教育の普遍化政策、1990 年のラマムルチ委員会報告書、1993 年のウニクリシュナン最高裁判決、2002 年の 86 次憲法改正法が成立し憲法に第 21A 条（教育への権利）が基本権として追加されたことが大きな要因であったことを明らかにした。

（2）RTE(2009)の施行・社会的効果に関する研究と実態調査

ア. RTE(2009)施行後の議論と論点：RTE(2009)法が 2010 年 4 月から施行される過程で、以下の論点が議論されたことを解明した。

・社会的弱者層の子どもの権利の保護（社会的弱者層の私立学校への入学・25%留保問題、障害児のホームスクーリング、トライバル・スクールの設置等）

・学校の認可（設置基準を満たさないと不認可とする是非、認可更新）

・進級制度と学習評価、カリキュラム（No Detention Policy、CCE、統一カリキュラム）

・教師の資格・義務（試験料などの徴収禁止、副業禁止、教師資格のための要件の厳格化、教員研修）

・中央政府と地方政府の財政的負担、権限

上記の諸検討から、RTE(2009)法はインドにおける基礎教育段階（14 歳までの 9 年間の教育）に大きな制度的な変革をもたらしたことを明らかにした。

イ. RTE(2009)についての現地実態調査：研究代表者は以下のように、本研究期間中に数次の現地教育調査を実施した。

第 1 回目：2017 年 8 月：タミルナードゥ州チェンナイ及びベロール

第 2 回目：2017 年 12 月～2018 年 1 月：チェンナイ

第 3 回目：2018 年 8 月：チェンナイ、コインバートル、ウーティ

第 4 回目：2019 年 8 月～9 月：チェンナイ、ケララ州カリカット

本来計画していたのは、2020年2月～3月にかけてもう一度チェンナイ及びケララ州を訪問し、現地調査の仕上げ（確認作業）をする予定だったが、新型コロナウイルス感染症蔓延のため渡航できず。また、そのため研究期間を1年間延長し、2020年度内にもう一度現地調査を実施する予定だったが、その計画も新型コロナウイルスのため実施できなかった。しかし、上記4回の現地調査のみでも、RTE法によって公立学校・私立学校・マイノリティ学校がどのような影響を受けているか、SSAと呼ばれる皆初等学校就学施策とRTE法制との連携、農村などでの小規模小学校の設置、都市部における障害児寄宿学校の義務化など、多くの事例からRTE法がインドの基礎教育学校に大きな影響を及ぼしていることが明らかとなった。

(3) その他の研究成果と今後の展望

ア. 2020NEPの方向性と義務教育延長の議論

インド教育省は2019年にNational Education Policyのドラフトを、2020年夏にNational Education Policyを発表した。その中で初等学校5年+上級初等学校3年+中等学校4年間という戦後の学校制度の枠組みを変更し、3歳から6歳までのこれまでは義務教育の枠外に置かれていた段階を義務教育に組み入れる枠組みを提示している。これは、RTE(2009)法が施行された2010年から続いている義務教育の年限延長問題への一つの解答であると思われる。実際に義務教育が6歳より下の段階に延長されるのか注視する必要がある。

イ. 日本の義務教育と子どもの貧困への示唆

戦後日本の義務教育の枠組みは1970年代に養護学校が義務化されたり、2016年に義務教育学校が法制化された以外、大きく変更されていない。しかし上述したようなインドのRTE法を巡る議論は、日本の約20倍の子ども人口を抱える国・社会であっても、その制度的な枠組みや運用を少し変更するだけで、一国の基礎教育の制度に大きな変化をもたらすことができることを示唆するものである。硬直化していると言われる日本の義務教育制度や、公教育の守備範囲では無いとされる子どもの貧困問題にメスを入れる視点をインドのRTE法の議論から抉り出していくことが必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 牛尾直行	4. 巻 -
2. 論文標題 インド都市部におけるRTE法施行と私立幼稚園入園競争	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 教育のアーティキュレーションを問う；清水一彦先生退官記念論文集	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 牛尾直行
2. 発表標題 インドにおける無償義務教育に関する子どもの権利法(RTE2009)の改正とその社会的背景 - 数次の法改正の分析を通して
3. 学会等名 日本比較教育学会第55回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 牛尾直行
2. 発表標題 インドにおけるRTE施行とNGOの補完的役割
3. 学会等名 日本教育制度学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 牛尾直行
2. 発表標題 インド都市部におけるRTE法施行と私立幼稚園の入園競争
3. 学会等名 日本南アジア学会 第30回全国大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 牛尾直行
2. 発表標題 インドRTE法制下における就学継続と学業成績
3. 学会等名 日本教育制度学会 第25回大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関